

UC 法人カード会員規約/新旧対照 (抜粋)

<p><<一般条項>></p>	
<p>第 1 条 (法人会員及びカード使用者)</p> <p>1. ユーシーカード株式会社 (以下「当社」と称します。) に対し、UC 法人カード会員規約 (以下「本規約」と称します。) を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」と称します。) の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人を法人会員とします。</p> <p>2. 法人会員が代理人として指定した役職員で、当該役職員が本規約を承認し、当社が適当と認めた方をカード使用者とします。</p> <p>3. 法人会員は、当社との連絡のため連絡担当者 (以下「管理責任者」と称します。) を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は管理責任者に行うことによって法人会員に行ったものとみなします。</p>	<p>第 1 条 (法人会員及びカード使用者)</p> <p>1. ユーシーカード株式会社 (以下「当社」と称します。) に対し、UC 法人カード会員規約 (以下「本規約」と称します。) を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」と称します。) の利用をお申し込みいただき、<u>当社がカード利用を承諾した法人を法人会員とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p> <p>2. 法人会員が代理人として指定した役職員で、本規約を承認した者で、当社が適当と認めた方をカード使用者とします。</p> <p>3. 法人会員及びカード使用者は、<u>当社との連絡のため連絡担当者 (以下「連絡担当者」と称します。)</u> を指定し、所定の方法により当社に届け出るものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は、<u>連絡担当者</u> に行うことによって法人会員及びカード使用者に行ったものとみなします。</p>
<p>第 3 条 (カードの発行)</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード (カード裏面に印字される 3 桁の数字をいう) 等 (以下総称して「カード情報」と称します。) が表示されています。法人会員には、そのカード使用者 1 名につき各 1 枚のカードを貸与します。また、カード番号は当社が指定の上、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名をしていただきます。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。</p> <p>5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは、法人会員及び当該カード使用者が連帯して引受けるものとします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 3 条 (カードの発行)</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード (カード裏面に印字される 3 桁の数字をいう) 等 (以下総称して「カード情報」と称します。) が表示されています。<u>当社は、法人会員に対し、そのカード使用者 1 名につき各 1 枚のカードを貸与します。また、カード番号は、当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>カード使用者は、</u>当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名を行います。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理するものとします。<u>なお法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u></p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面に氏名が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。<u>第 21 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。</u></p> <p>5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は<u>カードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は、法人会員及び当該カード使用者が連帯して責任を負うものとします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りでは</u></p>

<p>6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表면에印字します。</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めるときは、新しいカードと本規約を管理責任者が予め指定した送付先に送付します。なお有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>8. 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。</p>	<p>ありません。</p> <p>6. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表면에印字します。</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めるときは、新しいカードと本規約を<u>連絡担当者が</u>予め指定した送付先に送付します。なお有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>8. 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。</p>
<p>第 6 条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. カード利用可能枠はカード使用者 1 名につき当社が決定した額を限度とし、カード使用者の未決済利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. カード 1 回あたりの利用額は、日本国内の加盟店 (以下、「国内加盟店」と称します。) では当社が定める金額、日本国外の加盟店 (以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。) ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド (以下両者を「国際提携組織」と総称します。) が定めた金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて使用することができます。</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず当社は、法人会員全体の利用可能枠をカード使用者に対する利用可能枠とは別に定めることができます。</p> <p>4. 第 1 項及び第 3 項の可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額又は減額できるものとします。</p> <p>5. 本条第 1 項の利用可能枠を超えてカードを使用した場合には第 7 条第 1 項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。</p>	<p>第 6 条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. <u>当社は、希望額を上限として、カード使用者ごとにカード利用可能枠を決定いたします。</u>カード使用者は、未決済の利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲でカードを利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. カード 1 回あたりの利用額は、日本国内の加盟店 (以下、「国内加盟店」と称します。) では当社が定める金額、日本国外の加盟店 (以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。) ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド (以下両者を「国際提携組織」と総称します。) が定めた金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて使用することができます。</p> <p>3. 第 1 項にかかわらず当社は、法人会員全体の利用可能枠をカード使用者に対する利用可能枠とは別に定めることができます。</p> <p>4. 第 1 項及び第 3 項の<u>利用可能枠</u>は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は<u>利用停止</u>ができるものとします。</p> <p>5. <u>法人会員及びカード使用者には、第 1 項又は第 3 項の利用可能枠を超えてカードを使用した場合には第 7 条第 1 項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。</u></p>
<p>第 7 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 21 条第 1 項に定めるショッピングサービス (諸手数料を含みます。) の利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締切り、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。) に法人会員が予め指定した金融機関口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交</p>	<p>第 7 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 21 条第 1 項に定めるショッピングサービス (諸手数料を含みます。) の利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締切り、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。) に法人会員が予め指定した金融機関口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交</p>

<p>換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、普通郵便で法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足等により、前第 1 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。</p>	<p>換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にしていただくものとし、この期間内に法人会員又はカード使用者から異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします</p> <p>4. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足等により、前第 1 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。</p>
<p>第 8 条（支払金等の充当順位）</p> <p>お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。</p>	<p>第 8 条（支払金等の充当順位）</p> <p>お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても法人会員又はカード使用者は異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても法人会員又はカード使用者は異議のないものとします。</p>
<p>第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1. 法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格取消、又は特定のカード使用者の資格取消をことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>（略）</p>	<p>第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>1. 法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格を取消し、又は特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>（略）</p>
<p>第 12 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>（イ）支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。</p> <p>（ロ）商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>（ハ）自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>（ニ）差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>（ホ）破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p>	<p>第 12 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>（イ）支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。</p> <p>（ロ）商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>（ハ）自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>（ニ）差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>（ホ）破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p>

<p>(略)</p>	<p>(ハ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</p> <p>(略)</p>
<p>第 15 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、カード使用者の氏名・住所、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第 17 条第 3 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。)等に変更があった場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第 15 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、カード使用者の氏名・住所、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第 17 条第 2 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。)等に変更があった場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。</p> <p>2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると <u>当社が認めた場合</u>はこの限りでないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第 17 条 (その他承諾事項)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>(イ)当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ロ)当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 21 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ハ)(ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>2. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者(以下総称して「PEPs 関係者」という)に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします(事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求めるとある場合にも同様とします。)。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきますことがあります。</p>	<p>第 17 条 (その他承諾事項)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。</p> <p>(イ)当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ロ)当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 21 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ハ)(ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p><u>(ニ)当社が法人会員又はカード使用者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、法人会員及び他のカード使用者に対しても、この履行の請求の効力が生じること。</u></p> <p><u>(ホ)当社が与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及びカード使用者の営業所、自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。</u></p> <p>2. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者(以下総称して「PEPs 関係者」という)に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします(事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求めるとある場合にも同様とします。)。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきますことがあります。</p>
<p>第 20 条 (規約の改定並びに承認)</p>	<p>第 20 条 (規約の改定並びに承認)</p>

<p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の規約の送付その他当社所定の方法により法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。</p>	<p>1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページ (https://www.uccard.co.jp) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員及びカード使用者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(ロ)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。</p> <p>(イ) 変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(ロ) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (https://www.uccard.co.jp) において告知する方法又は管理責任者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該通知等の後に本規約に係る取引を行うこと、又は、お知らせ後1ヶ月の経過をもって変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p>第 23 条 (債権譲渡)</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>(イ) 加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>(ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は、当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。</p>	<p>第 23 条 (立替払い又は債権譲渡)</p> <p>1. 当社は、法人会員及びカード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員及びカード使用者に対する債権を法人会員及びカード使用者に代わって立替払いするものとし、法人会員及びカード使用者は、あらかじめ異議なくこれを承認します。法人会員及びカード使用者は、当社に対して、当社が立替払いにより法人会員及びカード使用者に対して取得する求償金債権を支払うものとします。</p> <p>2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。</p> <p>3. 法人会員及びカード使用者は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員及びカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。</p> <p>(イ) 加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>(ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>(ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>4. 法人会員及びカード使用者は、カード利用により当社が譲り</p>

	<p><u>受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p>
<p>UC 立替払加盟店利用特約</p> <p>第 1 条 (本特約の主旨)</p> <p>1. 本特約は、ユーシーカード株式会社 (以下「当社」と称します。) 又は UC 法人カード会員規約 (以下「会員規約」と称します。) 第 21 条第 1 項(ロ) (ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店 (以下「立替払加盟店」と称します。) におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。</p> <p>第 2 条 (本特約の適用範囲)</p> <p>1. 第 1 条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p> <p>第 3 条 (求償金債権、債務)</p> <p>法人会員は、第 1 条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のカードショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>	<p><<削除>></p>

下線、主たる変更箇所